

六項目要求と中教審答申=大学立法とは如何なる関係をもっているのか

1. 中教審答申に関する学長声明批判（政府と大学当局との論理と実体の奇妙な一致） 2. 中教審大学=明大を告発する。

《はじめに》

中教審の4月30日の答申は、あたかも血で戦闘的學生に対する非常事態法を制定した様に、今まさに社共、公明、民社を巻きこみつ立派化されんとしている。現在の学園斗争に対する根本的解決の方針を、各政党は持つことができない。そのことは、大學の根本的矛盾を一切把握しないことに基づく。また大學当局は反対声明を出しても解決の意をもつことはできていない。その最終的なものが、5月15日付の長声明であり、その無内容さにあきれ、絶望し、憤慨し斗いの感情をひきたたせるものでしかない。科學者であるはずの大學当局=教授会の知恵の総和があの紙切れ一枚、600字であるとすると、教授の「彼のみならず、學問の腐敗と科學の荒廃を嘆かざるを得ないのが現状ではなかろうか。しかし考えてみれば當然であるかも知れない。なんとかねば、「現在の大學のあり方云々」と黨識化して来たのは多くの学園斗争と血と汗の犠牲を払って未だ学生それ自身に他ならぬからである。すなわち、もはや誰にも依存し頼ることとはできない。全ては学生の双肩にかかるのである。その論理とバトスと行動にかかっているのである。

《1》中教審答申に関する学長声明を批判する。

去る5月15日の学長声明、あるいは5月27日交によって大學当局の中教審答申、大學立法に関する見解が全學友の前に明らかになつた。だが非常に残念なことは、その内容が、過去の一切の学園斗争を自己批判的にとらえていないが故に虚しい、無内容なものになつてゐる。過去教園にわたる甲子の結果が、600字位の紙切れによる解答だとするとならばその不誠実さと無内容さにほどほどあざれるのである。

我々は徹底した批判を展開する。

学長声明は次のパートによって成り立っている。すなわち、①政府当局に対する批判、②学園斗争の原因、③解決の方向

文章の構成事体、ばらばらでまとまりがないがくすなわち政府当局に対する批判のつもりであるが、批判とは自らの立場と見解を用ひにすることであり、批判にならんでいるかどうか疑わしい。)

①の政府に対する批判は、④治政的見地と行政的措置によって解決しようとしていること。②大学の自治を制限する様な方向である。③官僚統制の強化で対処しようとしている。④学生の民主的な自治活動に対する無理解。

以上みてみると、なる程政府のやろうとしていることはそうかもしれない。しかし、④が必然化される歴史的背景を抜きには理解できないし②の大學生の自治を制限するということを云っているけれども、彼らの大学の自治は何かというと、他ならず、教授会の自治、④大協=自主規制路線なのである。(学生を被教育者、被管理者として位置付けられているということ)すなわち治安・見地、行政的措置、あるいは④の官僚的統制の強化を行なわれようとしていることは東大斗争が物語っていた様に、④大協=自主規制路線の破綻の中から、政府の直接的管理の方向として必然化されているのである。

學校当局は田交席上においても明らかに我々の6項目要求の一つ「処分撤回」に関して「処分は教授会にあり、処分は撤回しない」とい

うことによって、大学の自治=教授会の自治論にしがみついているのである。そしてその限りでの④に於ける学生の民主的な自治活動にはないのである。

国家権力の直接介入が既成の自治論の破綻の中から行なわれるようとしていることを理解せず、その歴史的背景がわからぬ。自称科学者達のあいだは科学的、理論的展開を何と理解してよいのだろうか。

我々は彼らに、このことを理解させるためには、処分を断固として撤回させなければならぬのである。東大斗争に於いても処分撤回の斗争の発展の中から④大協自主規制路線を粉砕してやつたではないか。

大學当局の教授会の自治論=自主規制と権力の直接的管理=大學立法は我々にとっては同質のものである。何故なら今まで大学当局が勝手に処分をやつたりしていつのが往處は政府当局が直接的に法制化する所によつて、学生を処分したり、弾圧したりするにすぎないからである。どちらにしても、学生を大学の主体とみなさず、管理、教育の対象にくち位置付けたりからである。

大學当局は既成の支配体系=大学の自治を根柢的に自己批判するところからして政府当局に対する批判は始まらないからであろう。

すなわち我々は既成の自治論に基づいた政策=処分等を撤回することによって、すなわち我々の六項目要求をむことによつて具体的に表現されなければならない。口であるいは紙切れで、中教審を批判したりとくろご、中教審大学として存在している明大のこれまでの政策を自己批判しない限り許されないし、信頼できないのである。

以上政府に対する批判を大学当局の歴史的脈絡を抜きにしていふが故に現象論的批判に終つてゐるのである。

それは次にの学園斗争の原因についての大学当局の見解をみてみよう。彼らはいう、「現在の紛争は社会の和諧的变化からひき起つた」。問題のはその変化の内容であるが彼らは一度たりとも明確に答へず唯國友の席上に於て「産業、技術の高度な発達」という、政府当局と同じ内容のことと言つにすぎないのである。また同時に我々は

、「我々にとってどう変化したのか」が問題でなければならぬ。彼らのいう限りに於ては、全く、社会の和諒的变化を一般的に語ることによって無批判的に対応し和諒变化に伴つて「大学もそれに並行して変えなければ」という、政府の発想と同調化してくるのである。

明大のアサガオだったではないか、工学部の発展それに伴う独立企業との結合(工業振興会の存在)農学部の縮小、切り捨て、これこそまさに雄弁に物語つていい名ではないか。「産業技術の高度な発達によって大学も変化しているではないか。

だが一体誰のために変化したのか。我々にとって、大学のマスプロ化と専門技術、知識のためみとしてのカリキュラムが現実ではないのか。我々のためにではない、政府のため、独立資本のため変化したにすぎない。その説が工学部に於ける助言共斗の結果ではないのか。大学当局者はさらにいつ、「岸田國輝洋の直接の原因は教授と学生のコミュニケーションの欠如である」と、こうした現象はまさしく歴史的変化を理解してはじめて言えることがらである。大学当局はこのことを無媒介的に「コミュニケーションが欠如しているから話し合場を設定する」とさわめて即時的に対応することによつて「学生参加」を問題にしてくる。学生を被教育者として位置付け、自らを支配者として位置けている限り「学生参加は支配者の証理でしかない」。

我々は現在の学園斗争は、日本資本主義の对外影響、海外侵略、反革命にともない、全社会的秩序の再編=帝國主義的再編に於る、大学の直接管理=帝國主义的支配としてとらえている。があるが故に大学が帝國主義を徹底して批判する視点とならなければならぬと考えてゐる。しからゆるいみでの根拠地をなければならぬと思つのである。

産業の再編成と同時に、大学の位置付けが高度な産業、技術の

会議に見合うほどに再編されんとしており、そこにおいては、摩周の自白と資本によって奪われてしまい、文科系の軽視と理工科系の重視として現象化している。(あの生田ス工学部校舎の見事さと、農学部校舎の貧弱さとを見て!)

工学部の委託研究の実体が一番象徴的に物語っている。独立主体の委託研究を助成する研究生はやらせることによって、研究、専門の研究(日本の利潤増大ための研究)を行ない、その見返りにて金をもらうといふのが現状の典型的な存在である。

このことは日本資本主義が、55年から60年にかけて高度成長経済を経て、独自の再生産構造を確立し、日韓条約を突破口に、海外市場の開拓(侵略)を開始する(帝国主義として貿易)ことによって、世界統一市場に登場し、「国際連合が強化のため」に産業構造をかえなければならないとうことで、アリーナ・重化学工業下の構造変化させらといふことにまで、「運営系ツム」を引き起し、同時に「農業近代化」は農業の効率と農業人口を効率力不足で分解させ、都市化とアグリカルチャーをすることによって、効率力を高めさせ、とここで「農業の近代化が行なわれているのである。農務部の組織、組織、そこまでのことを意味する、新潟県の「生田」こそ、日本資本主義の「ミニミニ版」であるうし、であるが故にその根底とヒズミを一番多くこじ、これらのがある。といふことは、生田の「生田こそ最も陳述されておらず、かあるが故に「残すだけ」であろう。

政府当局は、東大斗争以降、大学立場の同時、「大學改革」の方向を、さらに帝國主義的に「改革」せんとしている。つまり、彼らの「うつ」角が決たたが」がとれがある。その内容が目的別大学(大学院大学)で少しとことがあり、ヨリ一房の専向化があり、「誰に対しても」開かれた大学であるかというと、「反対のため」「社会のため」であるといふ。すなわち、彼らの論理のまやかしは、大学と社会のために奉仕する」とか「大

家のため」にある、という論理である。問題は「社会の内容」であり、そのことにあって大衆のためにあるかどうかであり、なんぞ大衆であまかか問題にならぬかばかりではない。
現在の社会の内容は先述した。すなまく端的には「金融資本が支配する社会」に似たらず、「現状」は「現状」である。すなまく、「金融資本のために奉仕すれば、この生活をよくなり、この生活もよくなる」という論理である。「金は資本に奉仕すれば儲かるほど、金融資本は肥り、大衆はやじらう」とか「これが何でいいか、それがこの日本が日本の「發展」の母体」である。

高度が見期から海外進出が日本資本主義の発展は同時に「生活の危機」の悪化であったし、「物価上昇」と「史」が少しついて「金不安の増大」「政治斗争の激化」「帝國主張の激化」が広がったが、それは何だったか。

大学はこうした「社会」を表すして「未来社会の建設」の在りにこそ「奉仕」した中でけたらず、あくまで「現状変革」の校風であつて、しばらぬいへどある。それゆえに、あらゆる、抑圧され、差別され、搾取され、苦しんでいた大衆のため、すなわち太陽のため、一方けいばらぬいへど、学生はどうした大衆の解放のためでなければならぬはずである。

大人の「中大」は、政府当局、言うも小と同じことには、27日回文がも明らかになった。オナウチ、丁度会に「明大の大学」があり、その社会は「高度に成長した産業社会」と云つた。明大の校風は、丁反権力」と云つて言い、校歌にて「争い争い争えを想う」という反撲的表現があるけれども、現状変革を歌つてはる校歌が泣くというものがたり、それこそ、丁真吾が「駒三河合」がしかねない。

その意味は、政府当局に最も喜ばれべき大學なのである。

No.3

るべき大学なのである。実体として、政府の帝國主義的、政者一経済政策、個別化資本=明大において実見してゐるではない、(生田においては最も)。政府がやる前に學生を処刑し、弾圧しているではないか。学生部の存在や処分はまさにその存在ではないか。ここに、中教審大学=明治大学の公式が成立しているのである。更に次にすすもう!

②の学園紛争の解決の意向である。

「学門の自由、大学の自治の維持、發展はあくまで大學自らの手で行われるべきものであり、大學関係者の自覺にまつべきである。」

「学問の自由、大学の自治の尊厳、抽象性しさる事ながら、學園争い原因を「大學自らを」解決せねばならないと言つていも。だが諸君の見落してはならない事はその前提である。彼らが「大學」という場合、それは「教授会」であり、学生は単なる「関係者」でしかないのである。

なんとなれば、大學の自治が教授会の自治であり、双方種が教授会にあり、6項目選択の一つ「双方撤回は断じて行わない」からである。

教授会はどういく解決をしようとするのか。「教授会の自治」を前提として「話し合い=学生参加」でするのか。とんでもない。學園争いがまさしく、東大斗争によって明らかになつた様に、その原因が「教授会の自治」による自主規制、学生個々に表現される学生弾圧に端を発していること、今まで理解できなかつた。次第に自ら「教授会の自治=自主規制」を正面的に自己批判し、撤回しないが、學園争いは終結するだろうし、明大斗争もまた終りであろう。

明大当局「学生参加=協議会方式」がであるが故に、欺瞞があり、学生対策であり、非議であり、弾圧に他ならぬ。

以上、教授会の説明と政府当局の論理の対応は一致と実体と

しての中教審審査大学としての明治大学を明らかにしてきた。

常務当局の政府当局に対する批判は、であるが故に、お角違ひがあり、批判の対象は自分自身である事の自覚を手にによって、うながす必要がある。その牙のこそと項目貫徹の手もあり、同時に国家権力との手もありである。

大学当局と政府は、であるが故に「同じ次のむじ本」でしかなりし、大学当局の批判は「目くそが鼻くそを批判している」にすぎないのである。

No.4

〈中教審=大学立法粉砕の斗争は、六項目賛成の斗争と同質である〉

先の一における学長声明批判では、帝国主義者の政治一経済政策を
官僚資本=明大において実現されており、その執行者たる他ならぬ、
大学の自らの担い手=教授会であることを明らかにした。

学長と先頭とする大学当局者の中教審批判が、単なる「法制化」に
対する反対にすぎず、「開かれた大学」を中心に、論理の一貫性明ら
かになったのである。

我々の掲げる6項目要求の斗争とは、他ならぬ、教授会の自治=自
主規制路線を擁護する斗争なのであり、教授会の自治に基く中教審
大学=明治大学を告発する斗争なのである。

〈6項目の内容とその質を見てみよう〉

①学生部の発止 ②処分撤回 ③農学部の帝国主義的再編粉砕 ④
寮の完全自治権獲得 ⑤学館の管理運営権得 ⑥健保の赤字全額学校
負担、である。

①の学生部発止とは、現在の大学制度における根本的大変革の突破口
にならねばならない。なぜなら、学生部の大学制度における位置づけ、
「大学の自治=教授会の自治」に基づいて、く教授会の学生に対する
処分権に象徴的な形に、学生と当局との媒介的紛糾として存在して
おり、ヒリカケ、教授会の自治を守る柱脚として存在しているからで
ある。

このことは、学ヒ斗争当時の歴史的、犯罪的役割をみても明らかである。
すなわち、学ヒ斗争をやった部分に対する、教授会の学生処分
に対して、具体的な材料を提供することによって、その役割を果たした
のであった。学生部長は言う。「単なる学ヒ斗争の経過を明らかにし
たのであるて、処分の材料とはなつていい」と。であろうならば、
我々の「無関係ならば、疑いを晴らすために公開せよ」その追求に
答えず、何故失敗してしまったのか。また、教授会は上向のために、
その資料を使ったのか、明らかにしないかぎり、「不信」は伝がるの

みである。

すなわち、歴史的事実とみても明らかなく、教授会の自治=自主
規制=学生処分=そのための日常的活動として存在しており、学生部
の調查に基づいて、教授会の学生に対する管理、支えと決定的
な役割を果たす柱脚なのである。

③の農学部再編の問題は、一において述べた通り、大学総体の政策
にかかわる斗争である。すなわち農学共同=開かれ、大学路線を必然化
される問題だからである。その属性か、農学部に切り替えてある。
農学部建設の確約の内容と、実現した検査の内容が違っていることは、
その表現に他ならない。である故に、大学当局の工場一経済政策に対
する斗争なのである。

④⑤の寮、学館の自治権、管理運営権獲得の斗争は、学生の教育
権利=被教育者の位置づけ、自治権、管理運営権獲得することにより
与えられた教育から自己教育の場として獲得し、自己を取りもどすた
めの斗争である。

ついでに、現在の明大の自治を教授会の自らであることをから、國大
第一を主規制路線を拡張し、大学の自らを教授会から学生の手に奪いな
えようの斗争である。

以ててきた所に、6項目要求の斗争が、大学の自治=教授会の自
治に対する斗争であり、自治権を学生にうつすことであり、教授
会の自治が他ならず、大儀法の政策から出でてきた國大第一主規制路
線であるとするのならば、(中教審=大儀法を大学当局が肩をわり
するものとしてある)我々の批判の対象は、國家権力であると同時に
大學当局にも向けなければならぬのである。

すなわち、大学立法粉砕の斗争と統資大、國家との斗争とするなら
ば、同時に官僚資本、明治大学に対する斗争は6項目要求の斗争なので
ある。

中教審大学とすぐに実体化して明治大学を看過する、明大当局
が眞に政事当局の中教審を批判するのには、6項目をのべ、過去の一
切を自己批判せねばならない。